

つるかめ訪問看護ステーション三保 重要事項説明書（介護予防）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

所在地

法人名	有限会社 たくみケアサービス
所在地	神奈川県平塚市虹ヶ浜24番25-506号
代表者氏名	代表取締役 高橋 輝夫
連絡先	電話 0463-72-8507 FAX 0463-72-8709

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名	つるかめ訪問看護ステーション 三保
所在地	神奈川県横浜市緑区三保町 2069-1 セトル中山 302 号
管理者	大塚 裕美
連絡先	電話 045-530-3968 FAX 045-530-3978
事業者指定番号	1463350150
サービス提供地域	緑区全域、青葉区全域、都筑区全域、旭区（若葉台・川井宿・上白根・白根）、瀬谷区（上瀬谷町・瀬谷）、神奈川区（菅田・上菅田）、港北区（小机町）、町田市（つくし野・鶴間・小川）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この事業は利用者の介護予防を目的として、心身の状態の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持向上を通して個々の利用者が居宅において、活動的で生きがいのある生活を送れる様、地域包括支援センター、在宅福祉サービス及び保険サービスとの連携、提携をはかり、在宅支援者の質の向上を図る事を目的とする。
運営の方針	訪問看護の事業運営の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、保健、医療、福祉サービス及び、居宅支援事業者、関係市町村との密接な連携及び調整に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日・営業時間およびサービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から土曜日まで (年末年始 12 月 30 日から 1 月 3 日休日扱いとなります)
営業時間	9:00~17:30

※上記の表の時間、曜日にかかわらずFAXでも受付いたします。

(4) 事業所の職員体制

管理者	大塚 裕美
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員 リハビリ職員	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	<看護職員> 常 勤 看護師 3 名 非常勤 看護師 1 名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状観察 ② 日常生活の支援 ③ リハビリテーション ④ 緊急時の対応 など

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
別紙

4 その他の費用について

別紙

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護師等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護師等の変更を希望される場合は、右の担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	大塚 裕美
	連絡先電話番号	(045) 530-3968
	同ファックス番号	(045) 530-3978

※ 担当する看護師等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護師等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大塚 裕美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

＜緊急やむを得ない場合とは＞※以下の全てを満たすことが必要

① 切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる

10 感染症について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、事業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 業務継続の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者にたいして必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い次の措置を講じるものとします。

- (1) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 3 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 4 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部 介護事業指導課	所在地 横浜市中区港町1丁目1 直通電話：(045) 671-2356 ファクス番号：(045) 681-7789 受付時間 8：45～17：15(土日祝は休み)
--------------------------------	--

* なお、事業者は、損害賠償保険に加入しています。

1 5 身分証携行義務

訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 6 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 7 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 8 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約終了、契約解除及び施設・病院への入所・入院等により、利用者へのサービス提供が終了した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19 衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

20 サービス提供に関する相談、苦情・ハラスメントについて

(1) 苦情・ハラスメント処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情・ハラスメントを受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情・ハラスメントに円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ① 相談・苦情・ハラスメント内容の事情の確認を行い、職員への事実確認を行う。
 - ② 把握した状況を職員とともに検討を行う。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。苦情・ハラスメント処理の場合、その概要についてまとめたうえで、市町村及び国民健康保険団体連合会に対して報告を行い、更なる改善点について助言を受ける。
 - ③ 事業実施マニュアルにおいて改善点を明記し、再発の防止を図る。
 - ④ すべての経過を有限会社 たくみケアサービス本部に報告する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 お客様相談窓口 管理者 大塚 裕美	所在地 横浜市緑区三保町 2069-1 セトル中山 302 号 電話番号 (045) 530-3968 ファックス番号 (045) 530-3978 受付時間 9:00~17:30	
横浜市健康福祉局高齢健康福祉部 介護事業指導課	電話 (045) 671-2356	受付時間 8:45~17:15
神奈川県医療安全相談センター	電話 (045) 210-4895	受付時間 10:00~12:00 13:00~15:00
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	電話 (045) 329-3447	受付時間 8:30~17:15

2 1 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	神奈川県横浜市緑区三保町 2069-1 セトル中山 302 号
	法人名	有限会社 たくみケアサービス
	代表者名	代表取締役 高橋 輝夫
	事業所名	つるかめ訪問看護ステーション三保
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

【 介護予防保険訪問看護ご利用料金表 】

内 容	時 間	サービス名称	単位数	ご利用料	利用者様 ご負担額 【1割】	利用者様 ご負担額 【2割】	利用者様 ご負担額 【3割】		
看護	30分未満	予訪看Ⅰ2	451	¥ 5,016	¥502	¥1,003	¥1,505		
	30分以上1時間未満	予訪看Ⅰ3	794	¥ 8,830	¥883	¥1,766	¥2,649		
	1時間以上1時間半未満	予訪看Ⅰ4	1090	¥ 12,121	¥1,212	¥2,424	¥3,636		
	20分未満	予訪看Ⅰ1	303	¥ 3,370	¥337	¥674	¥1,011		
加算同意欄		単位数	ご利用料	利用者様ご負担額 【1割】	利用者様ご負担額 【2割】	利用者様ご負担額 【3割】	同意日	サイン	
加算	①特別管理加算（Ⅰ）（月1回）		500	¥5,560	¥556	¥1,112	¥1,668	年 月 日	
	②特別管理加算（Ⅱ）（月1回）		250	¥2,780	¥278	¥556	¥834	年 月 日	
	③緊急時訪問看護加算Ⅰ（月1回）		600	¥6,673	¥668	¥1,135	¥2,002	年 月 日	
	④長時間訪問看護加算（日1回）		300	¥3,336	¥334	¥668	¥1,001	年 月 日	
	⑤複数名訪問加算Ⅰ	30分未満（日1回）	254	¥2,824	¥283	¥565	¥848	年 月 日	
		30分以上（日1回）	402	¥4,470	¥447	¥894	¥1,341	年 月 日	
	⑤複数名訪問加算Ⅱ （看護補助者による同行）	30分未満（日1回）	201	¥2,235	¥224	¥447	¥671	年 月 日	
		30分以上（日1回）	317	¥3,525	¥353	¥705	¥1,058	年 月 日	
	⑥退院共同指導加算（月1回）		600	¥6,672	¥668	¥1,335	¥2,002	年 月 日	
	⑦初回加算（Ⅰ） 初回訪問月のみ 通院・通所当日の訪問 （月1回）		350	¥3,893	¥390	¥779	¥1,168	年 月 日	
	⑦初回加算（Ⅱ） 初回訪問月のみ （月1回）		300	¥3,336	¥334	¥668	¥1,001	年 月 日	
	⑧サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（毎回）		6	¥66	¥7	¥14	¥20	年 月 日	
	⑧サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（毎回）		3	¥33	¥4	¥7	¥10	年 月 日	
時間外 加算	6:00から8:00まで		基本料金の 25% 増し						
	18:00から22:00まで		基本料金の 25% 増し						
	22:00から6:00まで		基本料金の 50% 増し						

※利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※①～⑩についての加算内容につきましては裏面にてご確認ください。

【通常の実施地域外の交通費及び介護保険外のその他の料金】

種類	内容	単位	料金
車両交通費 (通常の実施地域を超えた所から)	1Km	往復	250円
	その後1Kmを超える毎に		150円追加
公共交通機関を利用した場合			実費

※通常の実施地域とは緑区全域、青葉区全域、都筑区全域、旭区（若葉台・川井宿・上白根町・白根）、
瀬谷区（上瀬谷町・瀬谷）、神奈川区（菅田町・上菅田）、港北区（小机町）町田市（つくし野・鶴間・小川）となります。

有限会社 たくみケアサービス
つるかめ訪問看護ステーション三保

TEL:045-530-3968

◆上記、料金加算についての説明を受けその内容に同意いたします。		
年	月	日
利用者		
代理人		

2024.6.1改定

【 各加算に関する説明 】

①特別管理加算(Ⅰ) <支給限度額の算定対象外>

在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態の方。

②特別管理加算(Ⅱ) <支給限度額の算定対象外>

- ※ 在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧症呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅酸素療法指導を受けている方。
- ※ 人工肛門又は人工膀胱を設置している方。
- ※ 真皮を越える褥瘡の方。
- ※ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方。

③緊急時訪問看護加算 <支給限度額の算定対象外>

- ※ 利用者様またはそのご家族様から電話等により看護に関する意見を求められた際に常時対応できる体制にある事業所が算定する事ができます。
- ※ 緊急訪問を行った際は要した時間の単位数を算定させていただきます。
- ※ 緊急訪問を行った際には早朝・夜間・深夜加算は致しません。ただし、特別管理加算を算定する状態の方に関しての緊急訪問(1月に2回目以降)については早朝・夜間・深夜加算を算定させていただきます。

④長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者様に対して所要時間1時間30分以上の指定訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合、1回につき加算させていただきます。

⑤複数名訪問看護加算

利用者様の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等により一人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合に加算させていただきます。

⑥退院時共同指導加算

入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定させていただきます。

⑦初回加算

新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合、初回の月に加算をさせていただきます。

Ⅰ 退院・退所当日に訪問した場合、Ⅱ Ⅰ以外の場合

⑧サービス提供体制強化加算

(事業所における)研修計画実施または実施予定、定期会議、定期健康診断(職員)と7年以上の勤続年数者が30%以上配置されている場合、1回の訪問毎に算定させていただきます。